

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年 6月 1日～平成33年12月20日までの 5年間

2. 内容

目標1：平成33年12月までに、従業員一人当たりの年次有給休暇の取得日数を、年間平均10
日以上とする。

<対策>

- 平成28年 6月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成28年10月～ 従業員に対する周知と職場管理者に対する指導

目標2：平成33年12月までに、従業員の一人当たり所定外労働時間を、年間540時間以下にす
る。

<対策>

- 所定外労働時間について総務部と拠点とで全社的に実態を把握する。
- 時間外労働の原因分析等を行い、上記目標を管理徹底する
- 時間外労働の実態をKPI化し、管理監督者が周知徹底する
- 時間外労働削減、休日出勤削減に対する具体的な取り組み方針を策定し、その方針に則り取り組んでいく。

目標3：平成33年12月までに、福利厚生サービス（ベビーシッター補助のほか、介護補助等）
を十分活用できるようにする

<対策>

- イントラネットを活用し、福利厚生サービスを周知し、育児だけでなく介護補助も含め促進を図る。
- カフェテリアプランの補助率の検討

以上